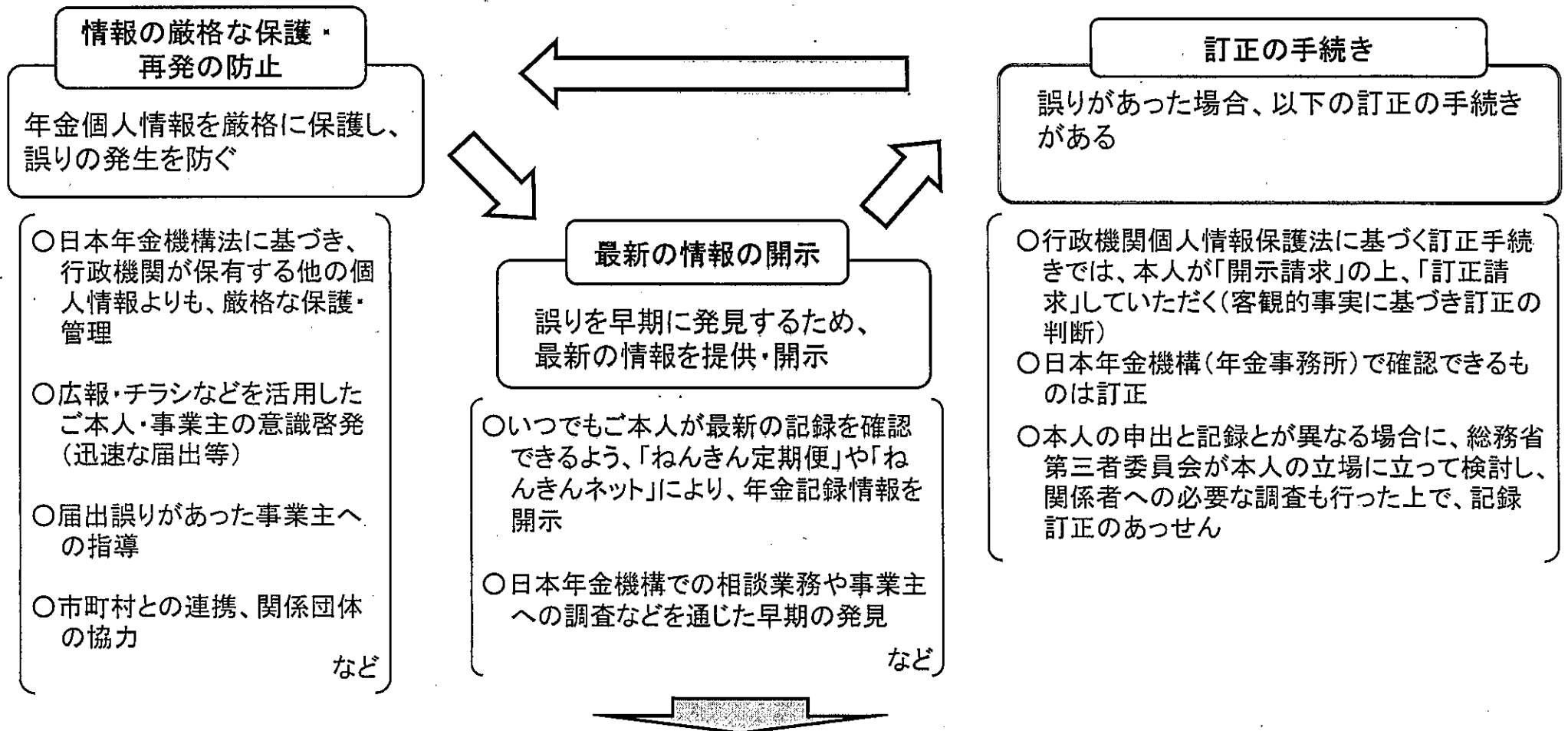


年金個人情報の管理の 現状について

年金個人情報の管理についての現状

- 年金個人情報（年金の原簿の記録）は、職歴や報酬などプライバシー性が高いこと、給付に直結し権利性が強いこと、長期に保存することから、①行政機関が保有する他の個人情報よりも厳格な情報の保護を日本年金機構法で定め、②いつでも本人が最新の記録を確認できるよう、情報を提供・開示する仕組みとしている。
- 年金個人情報の訂正の手続きについては、①行政機関個人情報保護法に基づく訂正手続き、②総務省年金記録確認第三者委員会によるあっせんを受けて訂正する仕組み、③日本年金機構（年金事務所）段階での訂正がある。



年金個人情報の特性（プライバシー性が高く、権利性が強い等）を踏まえた適正な管理、国民の信頼の確保

年金個人情報について

1. 年金個人情報の特性

- ◎ 過去の職歴や報酬などプライバシー性が非常に高い情報。
- ◎ 年金を受給する権利や給付額に直結する、個人の権利性が非常に強い情報。
- ◎ 年金を受給する権利を取得するまでの間、適正かつ超長期的な管理が必要な情報。

2. 年金個人情報の範囲

	国民年金原簿の記載事項 (国民年金法第14条・同規則第15条)	厚生年金保険法の原簿の記載事項 (厚生年金法第28条・同規則第89条)	その他の保有個人情報 (実行上)
法律事項	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失 ③種別の変更 ④保険料の納付状況 ⑤基礎年金番号	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失年月日 ③標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額) ④基礎年金番号	○共済組合員情報 ・基礎年金番号 ・氏名、生年月日、住所、性別 ・共済組合コード・資格情報 ・被扶養配偶者情報 ・年金受給情報記録
省令事項	⑥性別 ⑦生年月日 ⑧住所 ⑨給付に関する事項 ⑩保険料の免除に関する事項 ⑪国民年金基金の加入年月日	⑤生年月日 ⑥住所 ⑦被保険者の種別 ⑧基金の加入員であるかないかの区別 ⑨事業所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称 ⑩基金の名称 ⑪賞与の支払年月日 ⑫保険給付に関する事項	○雇用保険情報ファイル ・雇用保険被保険者番号 ・基本手当支給記録 ○一号被保険者所得情報 (市町村から入手)

等

年金個人情報保護について

日本年金機構法における年金個人情報の規定について① (一般法(行政機関個人情報保護法)との比較)

1. 個人情報の範囲

⇒ 死亡した者の情報も生存者と同様に扱う

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
<p>第2条 (略)</p> <p>2 この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(～略～)をいう。</u></p> <p>第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p>	<p>1 厚生労働省及び機構は、<u>年金個人情報(厚生年金保険法第28条に規定する原簿及び国民年金法第14条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報をいう。以下この条において同じ。)</u>を保有するに当たっては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p>

2. 利用目的外の利用・提供の制限

⇒ 法律に基づき利用・提供しなければならない場合に限定

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
<p>第8条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p>	<p>4 厚生労働大臣(～略～)及び機構は、<u>法律の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、又は提供しなければならない場合を除き、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p>

日本年金機構法における年金個人情報規定について②

(一般法(行政機関個人情報保護法)との比較)

3. 目的外での利用・提供が可能な範囲の限定

⇒ 判断の余地が生じないように、より具体的に限定

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
<p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p>	<p>5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人(～略～)又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 厚生労働大臣及び機構が次に掲げる事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を内部で利用し、又は相互に提供する場合であって、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>イ～ニ… ※ 政府管掌年金事業の運営に関する事務等を規定。</p> <p>三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であって、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>イ～ト… ※ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているものを規定。</p> <p>四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。</p>

年金個人情報 の 厳格な保護・再発の防止のための 具体的施策

具体的 施策	事業主向け (届出誤り・もれ等の防止)	被保険者向け (届出誤り・もれ等の防止)	市町村等向け (入力誤りの防止)
<p>広報・チラシなどを活用したご本人・事業主の意識啓発(迅速な届出等)</p>	<p>➢ 事業主に対して、毎月送付している「日本年金機構からのお知らせ」の紙面を用いた意識啓発</p> <p>【お知らせの主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用・退職・異動時の届出もれの注意喚起 ・ 算定届や賞与届等の計算誤りに関する注意喚起 ・ 電子(媒体)申請の利用勧奨(H23.9～H24.10) など <p>➢ 機構HPを活用した、事業主が行う届出等に関する情報提供</p> <p>→ 被保険者への標準報酬月額等の通知義務や一括適用・電子媒体申請などの具体的手続き方法を広報</p>	<p>➢ 「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」を通じた早期の記録確認を実施</p> <p>➢ 国民年金の資格取得届出等が未届である者に対して、毎月届出勧奨を実施</p> <p>➢ 機構HPを活用した、国民年金被保険者が行う届出に関する情報提供</p> <p>→ 就職したときや結婚したときなどに行う、具体的な手続き方法を広報</p>	<p>—</p>
<p>届出誤りがあった事業主への指導</p>	<p>➢ 事業主の届出「もれ」や「誤り」防止に関する周知(H23年11・12月文書送付)</p> <p>【文書による周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の誤り・もれ等の防止の効果が見込める、電子媒体の届出や一括適用制度の利用促進に関する周知 ・ 採用・退職時など届出契機毎の誤り易い事例をお知らせすることにより、届出の誤り・もれ等を防止 <p>➢ 事業所調査による全ての適用事業所への指導(4年間をかけて全事業所で調査を実施)</p> <p>→ 賃金台帳等を参照して届出の誤り・もれ等の指導を実施</p>	<p>—</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>○ 事業所調査結果(437,325事業所)</p> <p>→ 指導により新たに適用された被保険者数 15,636 人(H23'実績)</p> </div>	<p>—</p>
<p>市町村との連携、関係団体の協力</p>	<p>—</p>	<p>➢ 市町村HPを通じた、国民年金被保険者の届出に関する情報提供</p> <p>→ 20歳になったときや第3号被保険者でなくなったときなどに行う、具体的な手続き方法を広報</p> <p>➢ 機構と共済組合等との間で被保険者情報の交換による国民年金の届出勧奨を実施</p> <p>→ 共済組合等が保有する被保険者情報(資格の取得・喪失)を参考に、機構が国民年金被保険者に種別変更届出等を勧奨</p>	<p>➢ 市町村での国民年金の届出の電子化(H25年4月)</p> <p>→ 届出の電子化による入力誤りの防止</p> <p>➢ 市町村での国民年金の届出のオンライン化</p> <p>(H25'予算要求)</p> <p>→ 市町村端末を活用して、オンラインを通じた届出を可能とすることにより、個人情報管理のセキュリティレベルを向上</p>

年金個人情報提供(開示)について

「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」について

	ねんきん定期便	ねんきんネット		
開始時期	平成21年4月～	平成23年2月～		
概要	年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を向上させるため、被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。	被保険者・受給者の方が、いつでも、どこでも、最新の年金記録を確認できるよう、保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。		
手段	郵送	インターネット(パソコン)		
頻度	毎年1回(被保険者の誕生月)	24時間(いつでも閲覧可)		
対象者	被保険者(受給中の被保険者を含む)	被保険者(受給中の被保険者を含む)・受給者		
内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 毎月の保険料の納付額(国民年金は納付状況) ⑤ 保険料の納付額(総額) ⑥ 年金見込額(受給中の被保険者を除く) 	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> 【被保険者】 <ol style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 保険料の納付額(総額) ⑤ 後納・追納等可能な月数と金額の確認 ⑥ 働き方など各種条件での年金見込額試算 </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> 【受給者】 <ol style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 働き方など各種条件での年金見込額試算(25年4月末～) </td> </tr> </table>	【被保険者】 <ol style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 保険料の納付額(総額) ⑤ 後納・追納等可能な月数と金額の確認 ⑥ 働き方など各種条件での年金見込額試算 	【受給者】 <ol style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 働き方など各種条件での年金見込額試算(25年4月末～)
【被保険者】 <ol style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 保険料の納付額(総額) ⑤ 後納・追納等可能な月数と金額の確認 ⑥ 働き方など各種条件での年金見込額試算 	【受給者】 <ol style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 働き方など各種条件での年金見込額試算(25年4月末～) 			
予算	約75億円(24年度)	約22億円(24年度)		
実績	24年度:6,578万件 22年度:6,610万件 23年度:6,525万件 21年度:6,673万件	ID発行件数:約166万件(25年3月末現在)		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節目の年齢(35歳、45歳、59歳)の方への定期便は、全期間の情報を封書で送付し、その他の年齢の方への定期便は、直近の1年間の情報をハガキで送付。 ・ 平成25年度は、59歳の方には直近の1年間の情報をハガキで送付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットが利用できない方のために、コールセンターや市区町村(612)、郵便局(203局)で年金記録の提供サービスを実施(25年4月現在)。 ・ 電子版の「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの受給者通知の確認が可能。 ・ 持ち主不明記録検索にも対応。 		

「ねんきんネット」のポイント

年金記録の確認

- ① いつでも、最新の年金記録が確認可能
- ② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易な表示
- ③ 持ち主のわからない記録の検索
 - ・ 国民年金記録のうち、誤りの可能性のある死亡者の記録
 - ・ 未統合記録5,000万件

サービス向上

- ① 年金見込額試算を行い、各種試算条件での比較が可能
- ② 「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」等の電子版を確認可能

「ねんきんネット」表示画面イメージ

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和53年度	38歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	40歳	重複	重複	重複	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成3年度	41歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成4年度	42歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生

クリックすると
詳細を表示します。

※「各月の年金記録」欄の「未加」は、国民年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「共済組合」に加入していた月は、「未加」と表示しております。

【参考】

ユーザーID	23.3 時点	24.3 時点	25.3 時点
発行件数の推移	47,546	785,153	1,658,558

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の事例：(沖縄県のA子さん、61歳)

「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

前月の標準報酬月額と比較し、大幅(5等級以上)に標準報酬月額が変動した月が存在します。

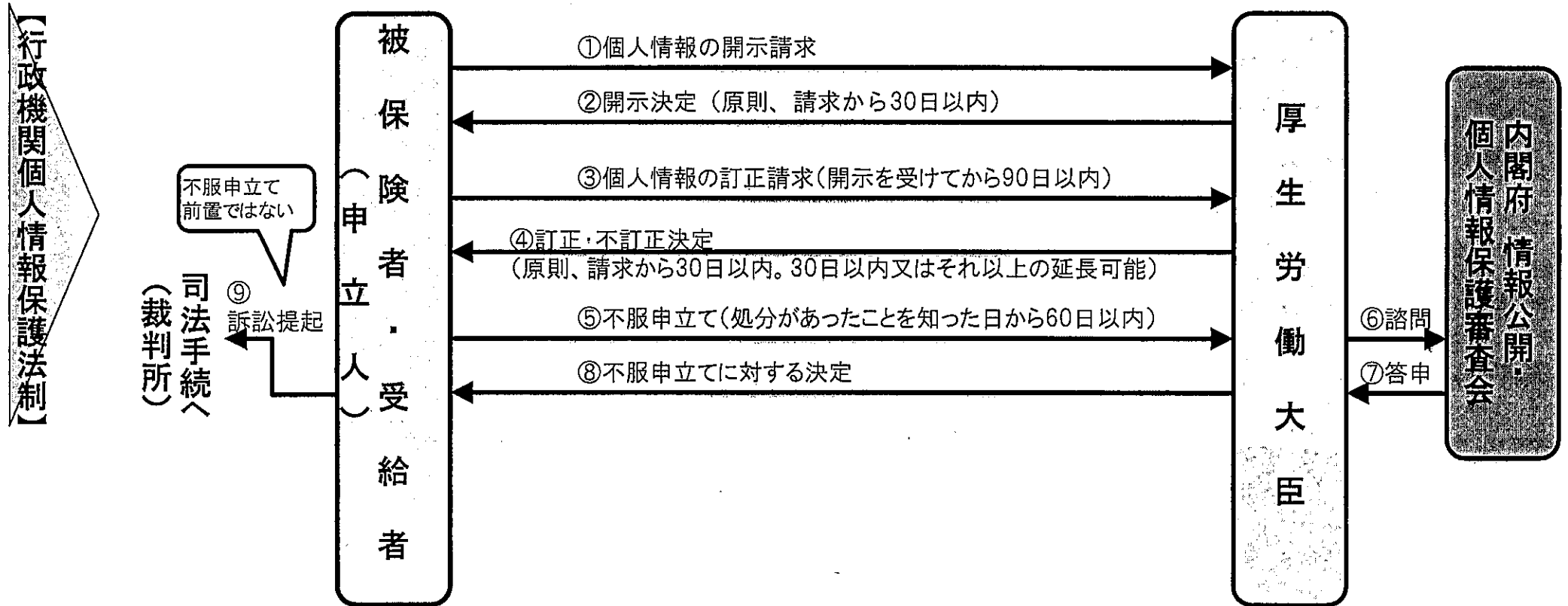
厚生年金

対象年月	平成3年10月
お勤め先の会社名称	〇〇株式会社
厚生年金基金	基金加入
標準報酬月額	xxx,xxx円
標準賞与額	---

※「ねんきんネット」は、平成23年2月から日本年金機構のHPにて提供中のサービス。

年金個人情報確認訂正について

行政機関個人情報保護法制による年金記録訂正の流れ



- 行政機関個人情報保護法を用いた訂正請求は、開示請求が前置となる
- 開示請求・開示決定を経た上で、個人情報の訂正請求を受け付け、訂正の可否を決定(行政処分)
- 訂正・不訂正決定に不服がある場合には、行政機関の長に不服申立てをし、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会への諮問を経て不服申立てに係る決定を行う

(参考) 行政機関個人情報保護法に規定する訂正

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)

(開示請求権)

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(訂正請求権)

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

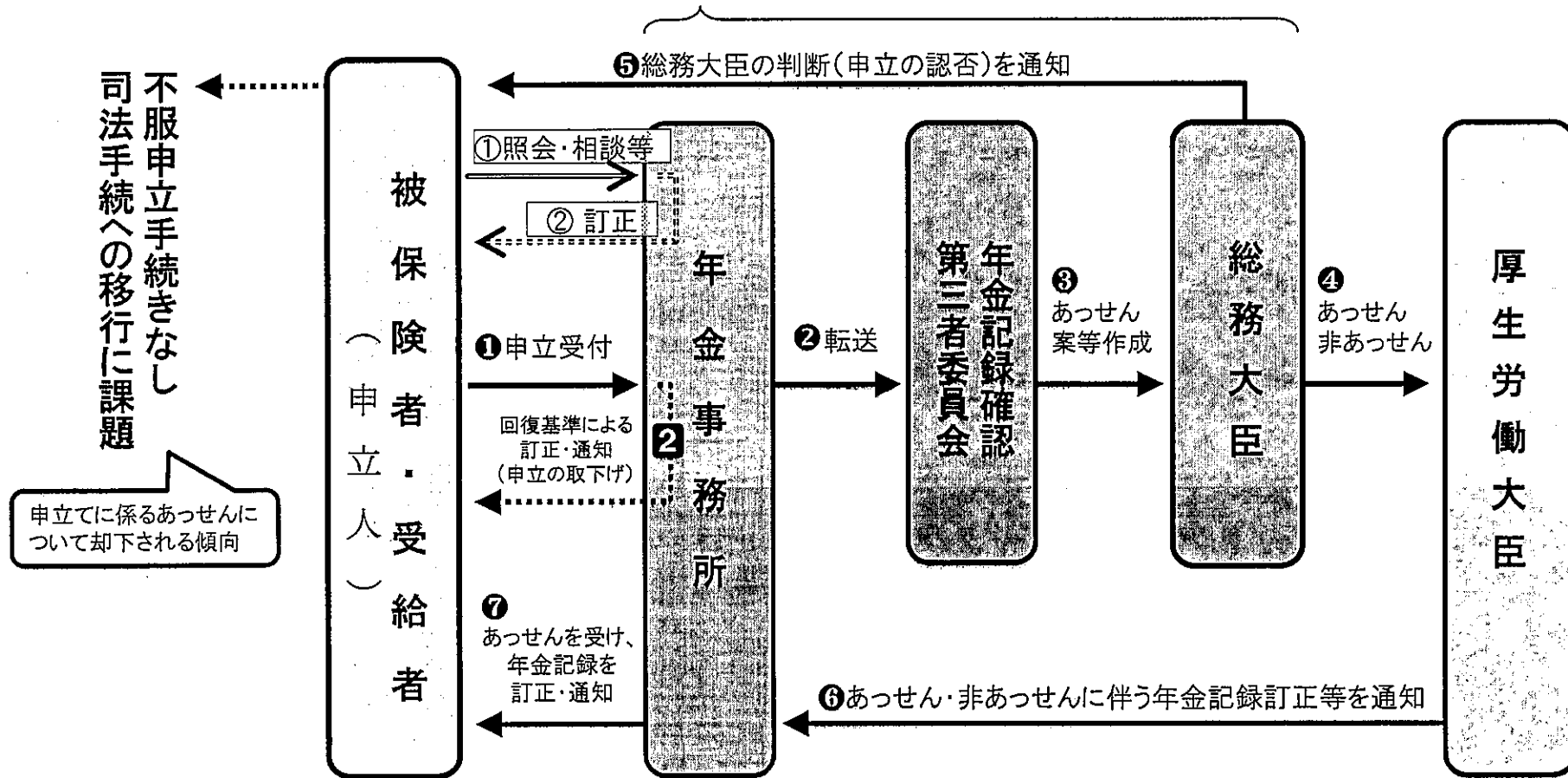
三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五條第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

年金記録訂正の流れ(年金記録確認第三者委員会によるあつせん、回復基準等)

申立から第三者委員会による処理まで133日程度(H25.3月時点)



- 年金記録確認第三者委員会は、総務省の所掌事務である、行政機関の業務に関する苦情の申出について必要なあつせんの事務を行う。
- 「一応確からしい」(疎明基準)との基準によって、調査審議を行い、あつせん案を作成。これにより、総務大臣から厚生労働大臣へあつせんを行う。
- あつせんは、行政処分ではなく行政の事実上の行為であるため、非あつせんの場合、これへの訴訟提起は却下される傾向 (※)。
- 第三者委員会のあつせんによる訂正以外にも、「回復基準」に基づく訂正、事務所窓口での照会・相談等を通じた訂正がある。

(注) 「回復基準」とは、年金記録回復の迅速化を図るため、申立を年金記録確認第三者委員会に送付することなく年金事務所段階において年金記録を訂正することができる場合の基準要件を定めたもの。「年金記録に係る申立てに対するあつせんに関する受付等事務手続細則」(平成19年8月9日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定)に規定している。

※ 総務省「年金記録確認第三者委員会報告書」(23年6月)より

(参考)国民年金法及び厚生年金保険法に規定する原簿の「記録」

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)

(国民年金原簿)

第十四条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号(政府管掌年金事業(政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。)の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

(記録)

第二十八条 厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)、基礎年金番号(国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。)その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(参考) 総務省年金記録確認第三者委員会による訂正の関連規定

総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十 (略)

二十一 各行政機関の業務、第十九号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。

二十二～九十九 (略)

総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)

附則

(年金記録確認中央第三者委員会)

第二十二條 当分の間、本省に、年金記録確認中央第三者委員会(以下この条において「中央委員会」という。)を置く。

2 中央委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の求めに応じ、厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定による業務に関する苦情の申出についての必要なあつせん(以下「年金記録に係る苦情のあつせん」という。)に当たっての基本方針その他年金記録に係る苦情のあつせんに関する重要事項を調査審議すること。

二 総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんであつて他の年金記録に係る苦情のあつせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が前号の中央委員会の調査審議の結果に従つて策定した基本方針(次条第三項において「基本方針」という。)に基づき、あつせん案を作成すること。

3 前項に定めるもののほか、中央委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令(平成十九年政令第八十六号)の定めるところによる。

(年金記録確認地方第三者委員会)

第二十三條 当分の間、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に、それぞれ一の年金記録確認地方第三者委員会(以下この条において「地方委員会」という。)を置く。

2 前項の規定にかかわらず、北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会の数は、四とする。

3 地方委員会は、総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんに関する調査を行い、当該調査の結果及び基本方針に基づき、あつせん案を作成する。

4 前項に定めるもののほか、地方委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令の定めるところによる。

年金記録確認第三者委員会の概要

- 年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、年金記録確認第三者委員会を総務大臣の下に設置。
(平成19年6月22日)
委員会作成のあっせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあっせん(※1)を行い、厚生労働省(日本年金機構)はこれを尊重して記録を訂正。

※1 総務省設置法(第4条第21号)に基づくあっせん「各行政機関の業務(中略)に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事

- 判断及びあっせん案の作成に当たっては、申立ての内容が、社会通念に照らし、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準としている。(疎明基準)

(1) 年金記録確認中央第三者委員会

① 役割

- i) 年金記録に係る苦情あっせんに関する基本方針の策定(平成19年7月10日総務大臣決定)
- ii) 各地方委員会があっせんを行うに際しての先例となるような苦情あっせん案の作成

② 設置場所:総務省本省

③ 委員:30人以内

(委員長:高野利雄弁護士(元名古屋高等検察庁検事長))

(2) 年金記録確認地方第三者委員会

① 役割:個別の苦情あっせん案の作成 ② 設置場所:管区行政評価局・行政評価事務所等(全国50か所(※2))

③ 委員各地方委員会ごとに以下のとおり(全国で588名 H24.12.1現在)

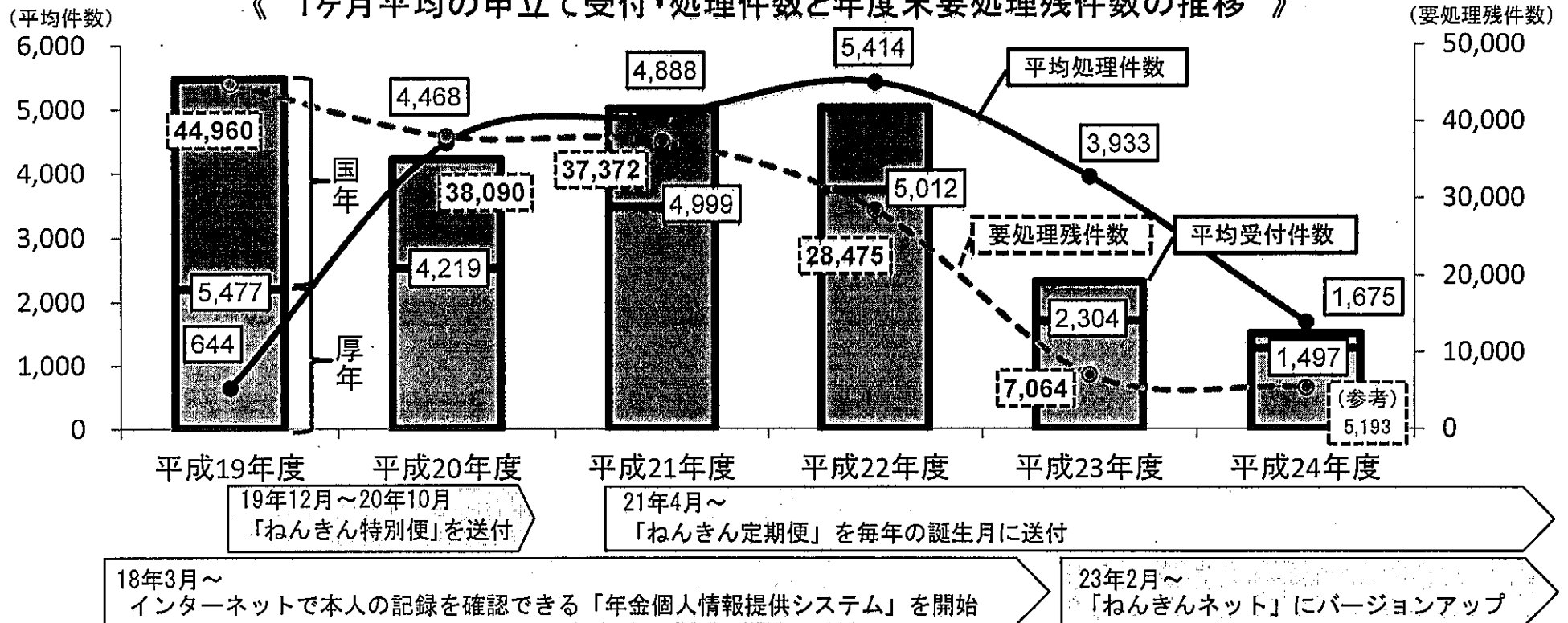
- ・100人以内:東京
- ・60人以内:埼玉、愛知、大阪、神奈川の4委員会
- ・40人以内:北海道、宮城、福岡、千葉、新潟、静岡、
京都、兵庫の8委員会
- ・20人以内:上記以外の37委員会

※2 平成25年5月からは、全国50か所に設置されている地方委員会を全国9か所の管区局等に置かれる委員会に集約予定

第三者委員会発足以降の申立ての受付件数と処理状況

- 第三者委員会発足以降、これまで約 26万件(約 12万件の記録回復)の申立てを処理(平成24年12月)。
- 年金記録訂正に係る月平均の申立て受付件数については、近年低下傾向。
〔平成21年12月分 8,318件(ピーク) → 平成24年9月分 1,130件〕
- 申立て事案の多くは、厚生年金事案が中心となっている。
- 年金記録訂正に係る要処理残件数は、大幅に減少。
〔① 平成22年度末の約28,500件は、23年度末では約7,000件に減少
② 平成19年度末(約45,000件)に比して23年度末では約16%まで減少〕

《 1ヶ月平均の申立て受付・処理件数と年度末要処理残件数の推移 》



(注)

- 1 棒グラフ濃い部分が国民年金、薄い部分が厚生年金に係る事案の受付件数(月平均)を示している。
- 2 折れ線グラフの実線部分は、年金事務所(回復基準)・第三者委員会の処理件数(月平均)を示している。
- 3 点線部分は各年度末の要処理残件数(24年度においては12月時点)を示している。

厚生年金事案の誤り要因について

➤ 新しい厚生年金の記録(※1)に関する申立事案は、事業所からの届出の漏れや誤りなどが主な原因となっている。

(誤り等の主な事例)

○ 賞与支払届の届出漏れ・賞与額の届出誤り

- ① 事業主が「賞与」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た賞与額が誤っている(賞与支給額ではなく諸控除後の額を届け出ている、賞与の一部を算入していないなど)
- ② 賞与額の記載ミスがある(金額を一桁間違えているなど)、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い賞与額を届け出ているなど

○ 算定基礎届・月額変更届における報酬額の届出漏れ・届出誤り

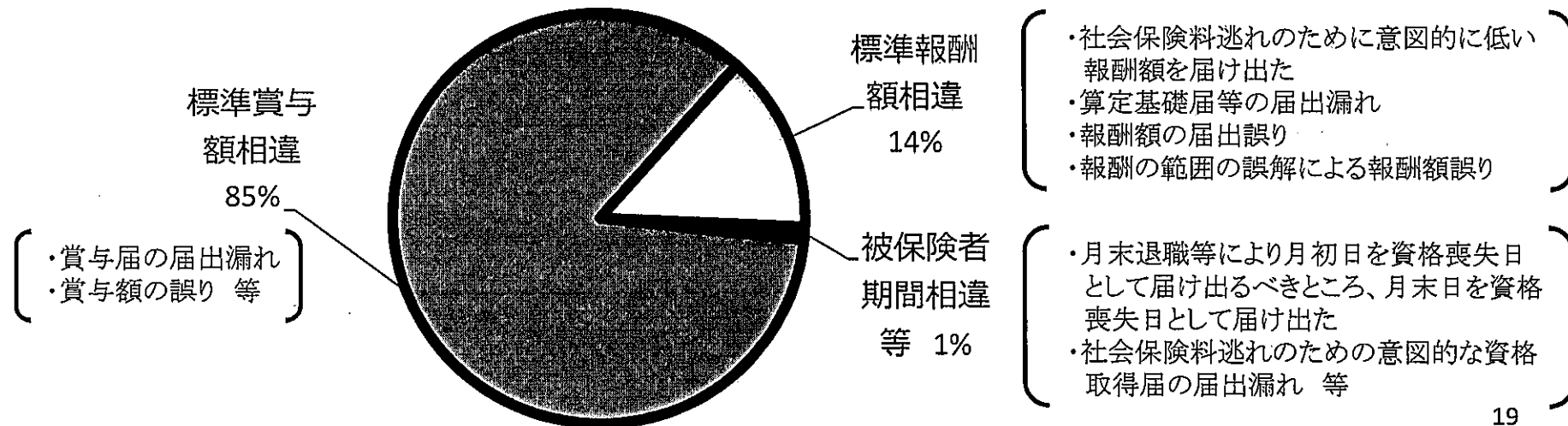
- ① 一部の被保険者についての報酬額の届出漏れのミスがある
- ② 事業主が「報酬」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た報酬額が誤っている(基本給部分だけを算入している等)
- ③ 報酬額の記載ミスがある、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い報酬額を届け出ている など

○ 資格取得届の届出漏れ・届出誤り

- ① 事業所において「試用期間」を設定し、試用期間中は厚生年金に加入させないという法律に反する取扱いをしている
- ② 入社後2か月で退職した者について資格取得届を提出していない
- ③ 事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に資格取得届を提出しない
- ④ 転勤事例で、新職場の資格取得届を提出する際、旧職場の資格喪失届の日付と月をまたいで異なった日付としている など

※1 年金記録確認第三者委員会が設置された平成19年6月22日以降の期間に係る厚生年金の年金記録をいう。

《新しい厚生年金の年金記録に関する申立てのうち記録訂正をあっせんされた事案の申立類型別の内容》(※2)



※2 出典：「年金記録確認第三者委員会報告書(平成23年6月)」より算出(平成23年5月31日時点において、処理済みとされた数値を活用)

